

事業実施計画書

(1) 事業実施主体の概要

会社概要

社名 一般社団法人 兵庫再生可能エネルギー推進協議会
 所在地 兵庫県西宮市甲子園網引町8番21-106号
 電話 0798-46-5825
 設立 平成26年9月16日
 資本金 0 円
 株主
 代表者 那須 俊男
 役員 理事 2名
 社員

沿革

平成26年9月16日 地域への再生可能エネルギー導入を情報技術により促進し、地域の環境保全と経済発展への貢献として、地域主導の再生可能エネルギーを普及拡大することを目的として設立
 平成26年 9月16日 再生可能エネルギー関連事業に参入
 平成26年 9月16日 代表理事 島田寿夫 就任
 平成28年4月1日 代表理事 那須俊男 就任
 (過去3年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無 有・無) (該当する場合には、その概要及び当該取消を受けた年月日を記載してください。)

事業担当者名及び連絡先

氏名 (ふりがな) 那須 俊男 (なす としお)

所属 (部署名等)

役職 代表理事

所在地 兵庫県西宮市甲子園網引町8番21-106号

電話番号 0798 - 46 - 5825 (代表)
 090-5913-5615 (緊急連絡先)

FAX 0798 - 46 - 5802

メールアドレス tajimaco@plum.plala.or.jp

URL http://tjimg.com/

(2) 事業の実施体制

事業実施主体／発電事業者候補／再生可能エネルギー事業専門コンサル／発電候補場所の管轄自治体の下記の4者で本事業の実施体制を構築する。

事業実施主体

◇一般社団法人 兵庫再生可能エネルギー推進協議会

発電事業者候補

◇有鼻至澄 (ありはな よしきよ)
 (農家)

再生可能エネルギー専門コンサルタント

◇一般入札公募により決定

発電候補場所の管轄自治体

◇三田市

1. 事業実施主体について

●一般社団法人 兵庫再生可能エネルギー推進協議会

今回応募の事業実施主体である一般社団法人兵庫再生可能エネルギー推進協議会は、兵庫県全体を中心に地産地消での再生可能エネルギー事業の普及促進を事業の中心としている。平成26年9月より新規事業確立を目指し、再生可能エネルギー関連事業を開始した。

兵庫再生可能エネルギー推進協議会ではマイクロ小水力発電機の普及拡大を目指し愛媛県の各地や兵庫県西脇市で発電機のデモンストレーションを行った。また、再生可能エネルギーを考えるセミナーも開催している。

三田市では市内の小水力事業の普及促進のために三田市内の環境イベントなどに積極的に参加し、災害時の非常用電源確保と固定価格買取制度による売電事業収益の一部を地域還元し、地域での再生可能エネルギー設備の導入促進を目的とした地域一体型の民間発電事業者を目指し活動を実施している。

今回の農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業は、三田市及び事業実施主体となる一般社団法人兵庫再生可能エネルギー推進協議会の両者が一次産業と再生可能エネルギーの連携をテーマ（農業従事者の経営改善）に取り組むためのまたとない機会である。

一般社団法人兵庫再生可能エネルギー推進協議会においては、平成28年4月より、代表理事島田に代わり再生可能エネルギー実務経験のある那須俊男氏が事業実施を担当し、理事島田が経理及び事務処理等のコーディネートをを行い事業の推進が充分可能な組織である。

2. 発電事業者候補

● 有鼻 至澄（三田市農業従事者）

三田市において、農業関連事業に従事している。

農業経営改善を図る方策を模索する有鼻至澄氏（三田市農業従事者）を中心とする有志は、今回の調査結果を踏まえ、遊休農地の農業用水路・運営放棄された市管轄の用水路を利用した小水力発電設備設置による発電電力を利用したハウス栽培による農業経営収支改善を目指した発電事業に期待している。

3. 再生可能エネルギー専門コンサルタント

●外部委託業者

今回の事業シミュレーションの構築に当たり再生可能エネルギーに関する専門コンサル業者の知識と経験を最大に活用する。現地調査・システム設計等最適な施設設計を委託する。業者選定については一般競争入札の公募型により採択する。

4. 発電場所の自治体

●三田市

三田市は高齢化に伴う、就学人口減少による小中学校の統合も予定されており、今後予定される廃校跡地利用を有効利用しペレット工場設備設置を計画予定など、本事業の事業実施主体である兵庫県再生可能エネルギー推進協議会と連携し、災害時の避難所（廃校）の非常用電源確保、地元施工業者の工事分担による産業振興、新会社設立による雇用促進等、再生可能エネルギー導入には積極的であり、市内の工業団地にある民間企業に対しての協力支援体制も積極的である。

三田市の産業振興の課題は一次産業の更なる強化推進であり、今回の農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業は、一次産業（今回は農林業主体）と再生可能エネルギーの連携事業のテーマ（農業従事者の経営改善）にも大きな関心をもっており全面的な協力支援体制をいただいている。

(3) 事業の概要

1. 事業の目的及び内容

三田市は兵庫県の東南部に位置し、災害の少ない気候条件に加え、京阪神間より少し内陸部にあり、山の豊かな自然に囲まれた場所である。

三田市全体では農業用地面積がおよそ2,070haあり、その中でも耕作放棄地は53haある。今後の放棄地の拡大に歯止めをかけるには点在する耕作放棄地を活用する抜本的な取り組みが必要となっている。その中で今回は、三田市農業者の有鼻至澄氏を中心にした有志により、市内の遊休水路を利用した小水力発電設備設置による発電事業者候補となり、固定価格買取制度による売電事業収益での農林業経営改善を目指したモデル発電事業を目指す。このモデル発電事業の成功により、売電事業収入を使った耕作放棄地の活用が三田市認定農業者全体へと広がり地域の発展と更なる農山漁村の活性化につなげていくことを目的としている。

・再生可能エネルギー（小水力発電）の導入による売電事業を実行するために本事業（農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業）にて発電開始までの事業計画を事業実施主体である「一般社団法人兵庫再生可能エネルギー推進協議会」を中心に策定し推進する。

2. 発電事業者と関連組織の連携及びその取り組み

発電事業者候補の有鼻至澄氏（三田市農業者）は、下記の関連した連携組織との合意形成を必要とし、事業実施主体の一般社団法人兵庫再生可能エネルギー推進協議会がコーディネータとなり関連組織との連携及び推進を図る。

① 三田市

発電事業所の管轄自治体である三田市は、本事業を一次産業と再生可能エネルギーとの連携を行い、モデル事業として位置付け、本事業を支援する。

② 三田市農業団体

発電事業者候補者が小水力発電による売電益を遊休農地活用等のため運用する。

③ 地元施工業者

小水力発電設備構築時の工事主体を地元施工業者へ依頼し、地元完結させる仕組みを形成し、地元事業促進に貢献する。

④ 発電場所近隣住民

施設周辺の住民や環境への配慮を図る上で周辺住民に事業説明をし、事業のスムーズな実行を図る。

⑤ 取引融資機関

事業収支試算を算出し、兵庫県並びに地元融資機関と融資金額の交渉及び方向の決定を行う。

⑥ 関西電力／近畿経済産業局

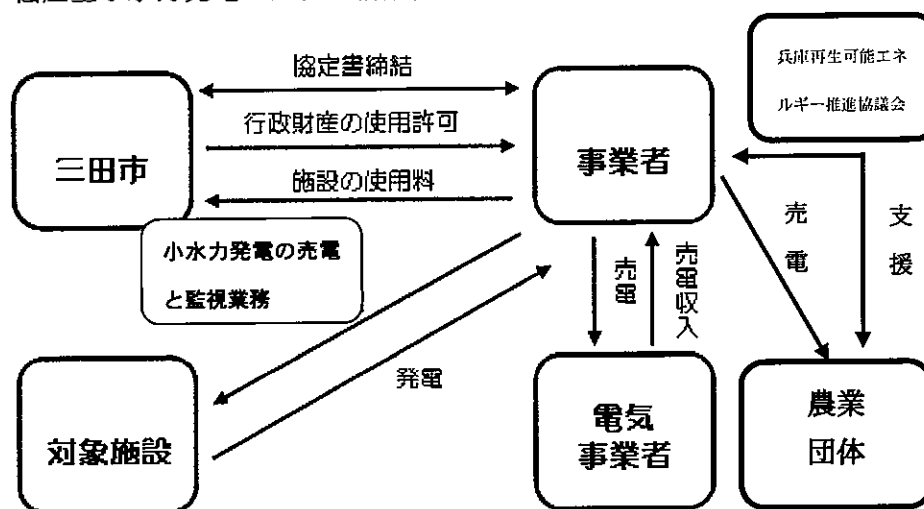
全量固定価格買取制度に従った電力申請及び設備認定を関西電力及び近畿経済産業局へ申請・認定を行う。

3. 発電設備の技術概要

発電予定場所は、「1. 事業の目的及び内容」に示した発電事業者候補である有鼻至澄氏（三田市農業者）を中心とした有志が、「兵庫再生可能エネルギー推進協議会」を通じて、三田市が所有している遊休水路を再生活用する事業の調査である。所有する水路は、小規模低圧型発電設備とし、約20kw程度を発電する予定であり、低圧型小水力発電量計測並びに遠隔監視システムも取り入れる予定。

事業者候補である有鼻至澄氏が農業団体を発足し売電益を出資して三田市の農業振興に寄与できるように兵庫再生可能エネルギー推進協議会が支援する。

低圧型小水力発電システム構成図(参考イメージ図)



※発電事業者は農業団体に売電益のうち一部の資金を出資し、これを農業団体は遊休農地活用のためビニールハウスを設置し収穫された作物を販売する地場産農作物の直売所整備費用に充当する予定。

団体の概要

- 1 団体の名称 一般社団法人 兵庫再生可能エネルギー推進協議会
- 2 主たる事務所の所在地 兵庫県西宮市甲子園網引町8番21-106号
- 3 代表者の役職及び氏名 代表理事 那須 俊男
- 4 設立年月日 平成26年9月16日
- 5 事業年度 (平成27年9月～平成28年9月)
- 6 構成員の概要 代表理事1名、理事2名
- 7 設立目的 兵庫県にて地域主導の再生可能エネルギーの普及拡大
- 8 事業の内容 地域への再生可能エネルギー導入を情報技術により促進し、地域の環境保全と経済発展への貢献として、地域主導の再生可能エネルギーを普及拡大することを目的として設立